

京都市告示第 437 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者として、無鄰菴の入園料の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)